

上野 美恵子

議第102号「2022年度熊本市一般会計補正予算」について、賛成できない理由を述べ、討論を行います。

今回の補正予算には、新型コロナや原油・物価高騰への対応として、各種支援策が提案されています。新型コロナウイルス感染症による生活困窮者自立支援金支給や、新型コロナウィルスワクチン接種のための経費とワクチン接種に係る高齢者への移動支援としてのタクシー券支給など、必要な支援策が種々提案されている点は賛成です。

また、新型コロナや物価・燃油高騰への支援として事業そのものには賛成するものの、しめくり質疑でも指摘しましたように、その内容については改善・見直しが必要なものもあります。その一つが、農水局の提案である「園芸・特産事業者緊急支援事業」です。多くの農家が原油・資材コストの高騰に影響を受け、苦しんでいる中で、支援対象農家がわずか24戸という支援制度については検討が必要です。支援の内容が、燃油・資材・肥料の低減に資する資機材導入となっていることが支援に手を上げる農家が少ない要因の一つだと思います。農業への支援は、国県で各種行われてはいるものの、市が独自に支援策を提案するにあたっては、より多くの方々に支援が行き届くような制度の検討が必要です。新型コロナ対応地方創生臨時交付金事業として他の政令市で提案されているような、直接に肥料・飼料等の高騰に対する支援などの幅広い農家が対象となる支援策を検討すべきであったと考えます。今後の検討・実施を要望しておきます。

同じく、新型コロナへの支援策として、ひっ迫する保健所業務解消を目的に、保健所業務の一部を外部へ委託するための予算が提案されています。その内容は、パルスオキシメーターの発送・管理等、支援物資配送業務、コールセンター業務の3つです。問題点の第1は、保健・公衆衛生の拠点である保健所の業務を安易に民間へと委ねてはならないという点です。保健所は、疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を行い、地域保健法に基づいて、都道府県、指定都市、中核市、特別区などに設置されています。地域住民の健康を支える中核施設です。新型コロナの感染拡大と、その長期化によって、保健所業務、とりわけ新型コロナウイルス感染症対策課の人員確保は待ったなしの状況です。現在は、臨時的な措置として、全庁から新型コロナ感染症対策課への人員集中によって対応していますが、全庁の各部局もまた業務がひっ迫し、そのしわ寄せが職員が多忙化となっています。しかし一方では、長期にわたる集中管理計画によって職員は恒常的に減らされ、余力のない状態が続いています。結果として、熊本地震や新型コロナ感染症など、突発的な事態の発生に対応しきれない状況を生んでいます。地域保健法・第三条では、「市町村は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない」と定めており、保健所業務に必要な人員体制確保には、市町村が責任を負っています。新型コロナによる保

健所業務のひっ迫解消には、今後さまざまに発生するであろう非常事態にも対応できるよう、職員体制の拡充こそが必要です。そのことなくして、安易な民間委託はすべきではありません。同時に、今回の一部民間委託は、更なる保健所業務の民間委託へ道を開くものとなりかねないという重大な問題点もあります。保健所が住民の健康を支える拠点としての公的役割を果たしていくためにも、今回の民間委託は絶対に容認できません。問題点の2つ目は、今回の民間委託は、すでに5月から予算の流用という形で、事業が実施されています。そのために、緊急対応ということで、合見積もりもない、随意契約で行われています。委託先となる事業者が出してきた見積書通りの契約を行い、市が適切な契約内容となっているかの検証が行われていません。3つの業務は、現在職員が20名で行っている業務に相当することですが、5カ月間で約1億円を払います。職員ならば、4000万円程度の人件費で済むものを、1億円も払い民間に委託することに、市民の理解・納得は得られません。そのうち、パルスオキシメーターの管理移送等業務は、7,100万円の予算ですが、この事業の管理責任者の人件費は5カ月で607万円、年額に換算すると1,460万円です。同じく市が行う民間委託で、指定管理の場合は、大規模施設・市民会館の館長でも管理職手当も含めて年間692万円程度です。これと比較しても、到底市民の理解は得られないと思います。これらの委託は、4月4日に発出された国の通知に基づくものですが、保健所業務の民間委託についての検討、契約についての内容の精査・検討、両方を欠いた緊急随契約の招いた結果だと言わなければなりません。公的性格の強い保健所業務の民間委託が、あまりにも安易な形で提案されているため、問題がある点を指摘致します。

新型コロナウイルスによる全庁的な業務のひっ迫については、危機管理に備えられるだけの人員体制拡充を早急に実施していただくようお願いしておきます。

また、生活保護業務デジタル推進経費では、タブレット端末40台を配備し、生活保護業務の効率化を図っていくモデル的な事業の経費です。ネットにつないだ場合、つながない場合など、さまざまな形で事業を実施して、効率化や情報管理などについて検証されていくこととなりますが、とりわけ機密性の高い生活保護の業務を、デジタル化推進に位置付けていくことには、慎重であるべきだと考えます。もともと生活保護業務の中で一番重要なのは、ケースワーク業務です。多様化した社会の中で、複雑なケースにも対応できるように職員のスキルや専門性の向上こそが必要であり、一つ一つのケースに丁寧に向き合えるような人員体制の確保が重要です。長年にわたり、恒常化したケースワーカーの人員不足はなかなか改善されていません。そのことを放置したまま、デジタル化をすすめて行っても、真の業務改革につながっていくでしょうか。ケースワーカーの配置拡充と職員の専門性向上への取り組みを強く要望致します。

就学事務システム経費は、債務負担行為となっている就学事務システム構築及び運用保守等業務・就学事務システムハードウェア機器等管理業務委託経費と併せて教育事務のデ

デジタル化を図る業務です。就学に関わる事務のデジタル化は、これまでのシステムを国の標準仕様に準拠した、全国统一システムへと移行することをすすめるもので、656,000円の予算は移行期間のシステム機器管理等に要する費用です。国は昨年デジタル庁を開設し、改正されたデジタルトランスフォーメーション（DX）法に基づき、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを急速にすすめています。それに沿った形で自治体が行う「デジタル政策の推進体制」、「自治体間情報システムの標準化・共通化」、「行政手続のオンライン化」、「AIの活用」などの自治体デジタルトランスフォーメーションに対しては、地方自治分野の専門家から、地方行政において公正さが損なわれる、自治が失われる、住民サービスがないがしろにされるおそれがあるなどが指摘されています。今回の補正予算は、国のすすめるデジタル化に沿ったものとして提案されており、さまざまな懸念材料・問題点を含んだ自治体のデジタル化についての十分な検証・検討もなされておらず、国言いなりの安易な提案は問題です。

債務負担行為として、各種施設の指定管理更新のための費用が予算化されています。指定管理においては、公募と言いながら、特定企業・企業体が独占的に指定管理を続けており、民間の競争によってよりよい事業が行われるという、市の説明していたメリットが見られません。また、熊本市は「指定管理者制度の指針」で指定管理者が配置する人員のリンク別人件費単価表を定めています。その人件費がきちんと支払われているかの検証が行われず、官製ワーキングプアを生み出す土壌となっています。さらには、民間からの事業提案内容は、企業秘密ということで指定管理者が示している指定管理にあたっての事業提案の内容が不透明であることから、事業の検証すら十分にできません。多くの問題点を抱える指定管理制度が漫然と更新されていくことは問題だと考えます。

以上、賛成できない主な点を述べて、反対討論と致します。